**平成２５年（フ）第５４９号**
兵庫県尼崎市塚口町５丁目39番地の11　アルティ塚口206号、前住所兵庫県尼崎市塚口町６丁目19番地の５　フィオーレ塚口411号
債務者　藤長　浩二
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２５年（フ）第７８号**
佐賀県唐津市原1043番地６　サンビレッジＢ―102号
債務者　宗田　秀治
1　決定年月日時　平成25年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

**平成２５年（フ）第８６号**
佐賀県唐津市町田２丁目４番６―205号　クラミツビル
債務者　青木雄太郎
1　決定年月日時　平成25年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

**平成２５年（フ）第１７５号**
長野県松本市中央３丁目５番11号　よしかわ庵202
債務者　奥原　　恵
1　決定年月日時　平成25年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
長野地方裁判所松本支部

**平成２５年（フ）第７６号**
岐阜県加茂郡川辺町西栃井57番地１　リヴェール・ビューラー205号室、前住所岐阜県加茂郡川辺町比久見1645番地３
債務者　小栗　博子
1　決定年月日時　平成25年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

**平成２４年（フ）第１５６６号**
名古屋市港区入場２丁目105番地　当知東住宅１号棟６―11号
債務者　藤嶋　清美
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第１４１６号**
名古屋市千種区向陽町３丁目42番地の２　グランドマンション向陽402号
債務者　塩足　一志
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第１７８６号**
愛知県あま市本郷柿ノ木28番地　ハマカーサＡ―２号
債務者　山田　英人
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第１３４号**
三重県鈴鹿市算所４丁目９番10号
債務者　森本　浩規
1　決定年月日時　平成25年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
津地方裁判所破産係

**平成２５年（フ）第７２号**
鳥取県米子市河岡256番地13
債務者　森　　由美
1　決定年月日時　平成25年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
鳥取地方裁判所米子支部

**平成２５年（フ）第６０号**
広島県府中市中須町355番地１、旧住所広島県府中市中須町993番地３
債務者　山口　早苗
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２５年（フ）第１４３号**
山口県下関市新地町４番22号
債務者　冷川　冷子
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

**平成２５年（フ）第１４９号**
山口県下関市汐入町20番10号
債務者　原田久美子
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

**平成２５年（フ）第１０５号**
福岡県飯塚市鯰田1594番地７　県営鯰田団地３棟604
債務者　野田　悟子
1　決定年月日時　平成25年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

**平成２５年（フ）第３７２号**
大分県別府市田の湯町９―１　ＭＩ館２Ｆ、住民票上の住所大分県別府市田の湯町１番22号
債務者　齊藤　広明
1　決定年月日時　平成25年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２５年（フ）第３７３号**
大分県別府市石垣10丁目１―13　ケアセンターはるかぜ305号、住民票上の住所大分県別府市田の湯町１番22号
債務者　齊藤　榮子
1　決定年月日時　平成25年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２５年（フ）第３７５号**
大分市大字永興779番地県営２Ａ２―378
債務者　安部　孝明
1　決定年月日時　平成25年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係